

宮崎市民間特定建築物耐震診断補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間特定建築物の耐震化を図りもって災害に強いまちづくりを推進するため、事業実施区域内に存する特定建築物の耐震診断の費用の一部を補助する特定建築物耐震診断補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建築物 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「特定建築物」という。）をいう。なお、階数3以上かつ延べ面積1,000平方メートル以上の分譲共同住宅を含むものとする。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有する特定建築物を除く。
- (2) 耐震診断 耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）第3〔別添〕「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべく事項」に記載する建築物の耐震診断の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で同法第3条から第3条の3までの規定に基づき耐震診断を行う者をいう。

(補助対象の特定建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる特定建築物（以下「補助対象特定建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宮崎市内に存するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。
- (3) 原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に定める建築基準関係規定に適合しているもの。

(適用除外)

第4条 次に掲げる特定建築物については、この要綱の規定は適用しない。

- (1) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づき建設大臣から認定を受けた建築材料又は構造方法を用いた特定建築物。
- (2) 当該特定建築物において、過去にこの要綱に基づく補助金又はこの要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがあるもの。
- (3) 既に耐震改修に着手、又は完了している特定建築物。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 第3条に規定する補助対象特定建築物を所有・占有している者、管理者等又はその他の団体。

(2) 市税を滞納していないこと。ただし、市税を滞納している者が市税の完納その他市長が認める措置を行ったときは、補助対象者としてすることができる。

(3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団、若しくは同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助の対象費用及び補助額）

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、補助対象特定建築物の所有者等が行う耐震診断に要する費用（消費税相当額を除く。以下「補助対象費用」という。）とする。

2 補助額は、補助対象費用の金額と補助対象特定建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡以内を乗じて得た金額のいずれか小さい方の金額の2/3以内の金額で、かつ1棟につき250万円以内の額とする。

3 前項の規定に基づき算定した補助金の額に、1,000円未満の端数が出たときは、その端数を切り捨てる。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該特定建築物に借家人がいる場合は、当該借家人に対し耐震診断の実施に係る同意を得ておかなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならないこと。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅滞等報告書（様式第3号）を市長に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項

（事業計画の変更）

第10条 申請者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更であって交付決定額に変更を生じないものを除く。）は、補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に変更の内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助事業計画変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（遅滞等報告の指示）

第11条 市長は、第8条第2号の規定による報告を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

(事業の取りやめ)

第12条 申請者は、補助金の交付決定後に補助事業を取りやめる場合は、補助事業取りやめ届(様式第7号)に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助事業取りやめ届の提出があったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第13条 申請者は、事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる関係書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 委託契約書の写し
- (2) 補助対象費用の領収書の写し
- (3) 耐震診断書(一式)の写し
- (4) 診断調査状況写真
- (5) 第三者機関による耐震判定書の写し

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(代理受領)

第15条 申請者は、補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、委託を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、申請者が、当該事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、委託を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、請求及び受領に関する委任状を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があったときは、申請者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消部分に関

し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3年10月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際限にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。